

徳島県社会人バスケットボールリーグ 規程

第1条 (目的)

徳島県社会人バスケットボールリーグ規程に基き、その競技に関する規程を定める。

第2条 (加盟)

1. リーグへの参加はJBA登録チームであること。
(チーム登録はTeam-JBAで登録を行うこと。)
2. 選手の登録期間は1年間とし、年度途中における登録の変更は原則として認めない。
追加登録は通年行うことができる。
(ただし試合の2日前までにTeam-JBAで登録し入金を完了すること)

第3条 (競技)

1. リーグ戦のスケジュール(日程・会場・対戦チーム等)の編成はリーグ運営委員会で協議して決定する。
2. 実施日時は土、日、祝を利用するものとする。
3. ユニフォーム規定は、日本バスケットボール競技規則に準ずる。
4. TOは、チーム当番制とし、割当はリーグ運営委員会で協議して決定する。
5. 審判の割り当てはチーム帯同審判とする。(各チーム必ずJBA公認資格を持つ審判員(D級以上)とすること。)

第4条 (体育館の使用、当番チームの任務については、下記事項を厳守すること)

1. 会場管理、後始末、終了後のお礼挨拶等については、当番チームが体育施設管理責任者と事前、事後に十分な対応をすること。
2. 会場となる体育館の使用規則を厳守すること。特に下記については当番チーム及び全選手が厳守し、公共施設利用のマナーを遵守すること。
(各公共施設等が委託業務となり、使用基準が厳格となりました。厳守してください。)
 - (1) 館内、館外で使用するシューズを明確に区別し、土足のまま館内に入ったり、バスケットシューズで館外に出ることのないようにすること。
 - (2) 館内での喫煙及び飲食は厳禁とする。指定の喫煙所が設けられている会場は可とする
 - (3) 自販機で購入の缶類・ペットボトルは所定の場所へ弁当・その他のゴミは各自で持ち帰ること。
 - (4) 駐車場は所定の駐車場へ駐車のこと。
 - (5) 体育館館内での飲酒は禁止とします。
 - (6) 終了後は当番チームが館内を清掃し、戸締りを確実にすること。

- (7) 試合のマナー及び公共施設利用のマナーに著しく反する行為や器物損害等、反社会的行為のあったチーム及び選手については、理事会において登録を抹消するなどの処置を行うことができるものとする。

第5条 (当番チームの責務)

1. 会場の設営、管理はすべて当番チームの責任とする。
2. 当番チームは審判、TOが日程及び時間どおり進行するように準備すること。
3. 当番チームは1試合目にTOを行うこと。
4. 当番チームは最終試合終了後、後片付けすること。
5. 試合の結果(成績)は当日の試合終了後、役員当番に提出すること。

第6条 (罰則、ペナルティ金規定)

1. 登録に関する違反が生じた場合は、ペナルティとする。
2. 帯同審判員は所定の服装、ワッペンを必ず付け審判する事。(黒色の長いパンツを着用すること)
帯同審判員はTeam-JBAの登録証(D級以上)を携帯すること。
3. 審判員、TO、選手に対しての暴言暴力は厳罰とし、暴力を振るった選手は登録抹消とする。
4. TOは各チームが責任を持って、ゲーム前・ゲーム後であってもスムーズに行うこと。
無断で実施しなかった場合はペナルティとする。
5. 棄権した場合はペナルティとし下部へ降格とするとともに、対戦チームには5,000円を支払うこと。
6. 当番チームが準備、片付けをしなかった場合はペナルティとする。
7. 上記のペナルティが2年間に2回の累積になると次年度からリーグへの参加を認めない。
8. その他、上記以外の問題が生じた場合はリーグ運営委員会で別途協議の上処罰を決定する。

第7条 (会計)

1. 参加料は年間30,000円とする。
2. 参加料は体育館の使用料、消耗品、審判費、事務費等にあてるものとする。

この規定は平成29年12月16日より施行する

加 盟 登 録 規 程

第1条 バスケットボール競技を行うチームは徳島県社会人バスケットボール連盟に登録しなければならない。

2 前項の連盟に加盟していないチームは本連盟が主催または主管する競技大会に参加することができない。

第2条 加盟チームは原則として毎年5月末又は本連盟が別途定める期限までに、JBAの会員登録システムを使用し、加盟手続きを完了しなければならない。

2 加盟チームは、期日までに登録料を納付しなければならない。

第3条 選手は本連盟への選手登録を行わなければならない。但し、加盟チームの責任者は、選手から承諾を得た上で競技者登録を行うものとする。

2 加盟チームは、未登録の選手を公式戦に出場させてはならない。

第4条 競技者は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

第5条 登録有効期限は毎年4月1日より翌年3月31日の1年間とする。但し、年度をまたぐ競技会に参加している場合はこの限りでない。

第6条 外国籍選手は、本連盟への登録に際して、次の各号の書類をJBAに提出し、その審査を受けなければならない。

- ① 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書（レターオブクリアランス）。過去にいずれの国においても競技経験がない選手の場合は、JBAが規定する宣誓書、入国および滞在を証明する入国査証等の写し。
- ② 外国籍選手は、日本以外の国の代表チーム以外単独チームに選手登録されている場合、本連盟に登録することができない。
- ③ 日本と在籍国間のお相互免除により査証を有しない外国籍選手および観光査証により来日している外国籍選手は本連盟に登録することができない。

この規程は平成29年12月26日より施行する

諸 金・日 当 規 程

第1条 本連盟の主催する行事についての謝金・日当の金額を取り決める。

第2条 日当

- ① 徳島リーグに役員当番として会場の管理を行う者
1日 @ 3,000円（旅費、弁当代含む）

第3条 謝金

- ① 徳島リーグにおいて帯同審判員（D級以上）に謝金をしはらう
1試合 @ 1,000円

第4条 上記金額を受領した物は領収書を提出する

この規程は平成30年4月1日より施行する

専 門 委 員 会 規 程

第1条 本連盟の事業遂行上必要ある場合は、理事会の議決を得て、次の各号の専門委員会を置くことができる。

- ① 競技委員会
 - 1) 選手権大会の運営
- ② 審判委員会
 - 1) 公認審判員の管理、育成
 - 2) 新規公認の推薦
 - 3) TOの育成
- ③ リーグ運営委員会
 - 1) 徳島県社会人バスケットボールリーグの運営
- ④ 総務委員会
 - 1) 連盟およびリーグの会計
 - 2) 登録チーム及び選手の管理
 - 3) 各大会の記録、管理

第2条 各専門委員会は、それぞれ委員長及び委員をもって構成する。委員長及び委員は理事会の議決を得て会長が委嘱する。

第3条 各専門委員会の委員長及び委員の任期は2年とし再任を妨げない。

この規程は平成29年12月26日より施行する

懲 罰 規 程

第1条 本連盟に加盟・登録するチーム及び個人に対して本連盟が科す懲罰及びその運営に関する事項について定める。

第2条 本連盟は、加盟・登録団体及び選手等が、規約、規程に違反した場合、本規程の定めるところにより、懲罰を科すことができる。

(懲罰の種類)

第3条 本連盟による加盟・登録団体に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 厳重注意 | 口頭をもって戒める |
| (2) 譴 責 | 始末書を取り将来を戒める |
| (3) 出場資格の停止 | 理事会において期限を決定し、公式試合への出場を剥奪する |
| (4) 除 名 | 本連盟より除名する |

第4条 加盟・登録団体または選手等が次の各号のいずれかに該当する行為があった場合には、懲罰を科するものとする。

- (1) 本連盟の指示命令に従わなかった場合
- (2) 本連盟、加盟・登録団体または選手等の名誉または信用を毀損する行為を行った場合
- (3) 本連盟、加盟・登録団体の秩序風紀を乱した場合
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- (5) 加盟・登録団体または選手等が直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為に関与した場合

第5条 本規程等に対する違反行為についての懲罰については、理事会で審議し決定する。

本規程は平成29年12月26日より施行する